



「同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの」
非中小法人の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P1)を御参照ください。

中小企業者の判定等フローはこちら



「同非区分」
別表二の「判定結果18」で判定した区分を○で囲んで表示します。

「旧納税地及び旧法人名等」
合併法人が被合併法人の最後事業年度の申告をする場合には、被合併法人の納税地及び名称を記載します。

「差引所得に対する法人税額13」
この金額が100円未満となる場合は記載しません。

「中間申告分の法人税額14」
この申告が確定申告である場合に中間申告により納付すべき法人税額を、その法人税額の納付の有無にかかわらず記載します。

Form for tax filing with various fields: 令和年月日, 納税地, 法人名, 事業種目, 青色申告, 整理番号, 事業年度, 売上金額, 申告年月日, 同非区分, 旧納税地及び旧法人名等, 事業年度分の法人税申告書, 課税事業年度分の地方法人税申告書, 中間申告の場合の計算期間, 適用額明細書提出の有無, 税理士法第30条の書面提出有, 税理士法第33条の2の書面提出有.

「事業年度分の法人税申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税申告書」
空欄には、申告書の区分に応じて、「確定」、「中間」、「期限後確定」と記載します。

「中間申告の場合の計算期間」
この申告が中間申告書である場合には、計算期間を記載します。

「※税務署処理欄」
原則として記載する必要はありません。
ただし、「売上金額」欄については、損益計算書の売上(収入)金額の合計額(雑収入、営業外収益及び特別損益を除きます。)を100万円単位(100万円未満の端数は切り上げます。)で記載をお願いします。

「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」
・この申告が確定申告である場合には、欠損金の繰戻しによる還付請求書の「還付金額15」をこの欄の外書に移記します。
・措置法第66条の12第1項各号《中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用》に掲げる法人以外の法人の平成4年4月1日から令和6年3月31日までの間に終了する事業年度において生じた欠損金額については、清算中に終了する事業年度及び法第80条第4項《欠損金の繰戻しによる還付》の規定に該当する場合のその規定に規定する事業年度において生じた欠損金額、法第80条第5項に規定する災害損失欠損金額、銀行等保有株式取得機構の欠損金額並びに令和2年改正法附則第91条第2項《中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置》に規定する特定設備廃棄等欠損金額を除き、法第80条第1項の規定の適用を受けることができませんので御注意ください。
・普通法人(投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。)のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの(当期末において資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等による完全支配関係がある法人など法第66条第5項第2号又は第3号《各事業年度の所得に対する法人税の税率》に掲げる法人に該当するものを除きます。)又は資本若しくは出資を有しないもの(相互会社を除きます。)など、措置法第66条の12第1項各号に掲げる法人の各事業年度において生じた欠損金額については、法第80条の規定の適用を受けることができます。

Table for tax calculation: 法人税額計, 法人税額計(2)-(3)+(4)+(6)+(8), 控除税額, 差引所得に対する法人税額(9)-(10)-(11)-(12), 中間申告分の法人税額, 差引確定法人税額15, 欠損金の繰戻しによる還付請求税額, 計(21)+(22)-(23).

「差引確定法人税額15」
この金額が100円未満となる場合又はマイナスとなる場合は記載しません。この場合のマイナスの金額は「中間納付額22」に記載します。

別表一(次葉)

「各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分(確定申告又は仮決算による中間申告の場合)」

中小企業者の
判定等フロー
はこちら



「(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額(1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)45」

- 分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。)を記載します。
- この算式により計算した金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「1」の所得金額の1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。
- 中小法人の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P1)を御参照ください。

「所得の金額に対する法人税額51」及び「課税留保金額に対する法人税額52」

「所得の金額に対する法人税額28」及び「課税留保金額に対する法人税額29」の金額に1,000円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額を記載します。

法人税額の計算			
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)又は(別表一付表「5」)	45	000	(45)の15%又は19%相当額 48
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	46	000	(46)の22%相当額 49
その他の所得金額 (1)-(45)-(46)	47	000	(47)の19%又は23.2%相当額
地方法人税額の計算			
所得の金額に対する法人税額 (28)	51	000	(51)の10.3%相当額
課税留保金額に対する法人税額 (29)	52	000	(52)の10.3%相当額 54
この申告が修正申告である場合の計算			
法人税額	55		確定地方法人税額 58
還付金額		外	還付金額 59
還付金額	56		欠損金の繰戻しによる還付金額 60

【チェックポイント】
別表一「非中小法人」に○があるのに、「45」「48」欄に記載していませんか。

「(45)の15%又は19%相当額48」

- 普通法人のうち適用除外事業者に該当する法人には、軽減税率の特例措置(15%)は適用されませんので御注意ください。
- 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の平均が15億円を超える法人をいいます。
適用除外事業者の判定については、「中小企業者の判定等フロー」(P8～)を御参照ください。

別表一

「各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分(修正申告の場合)」

「事業年度分の法人税 申告書」及び「課税事業年度分の地方法人税 申告書」

- 空欄には、「修正」と記載します。
- 法人税のみ修正申告を行う場合には「課税事業年度分の地方法人税 申告書」を二重線で消去し、地方法人税のみ修正申告を行う場合には「事業年度分の法人税 申告書」を二重線で消去します。

「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」、「計24」、「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額25」の外書

各欄の外書は、この申告が欠損金の繰戻しによる還付金額が過大であったことによる修正申告であり、かつ、その繰戻しによる還付が行われていない場合に限り、次により記載します。

- 「23」及び「24」には、この申告による減少後の還付請求税額を外書きします。
- 「25」には、「56」の外書の金額から「24」の外書の金額を控除した金額を外書きします。

「中間申告分の法人税額14」「中間申告分の地方法人税額39」

この申告前の確定申告等において法人税又は地方法人税の中間納付額の還付金額がある場合にも、その還付金額を控除する前の中間申告分の法人税額又は地方法人税額を記載します。

令和 年 月 日		事業年度分の法人税 申告書		課税事業年度分の地方法人税 申告書		適用明細書提出の有無	
令和 年 月 日		税理士法第30条の書面提出有		税理士法第33条の2の書面提出有			
所得金額又は欠損金額	1			所得税の額	16		
法人税額	2			外国税額	17		
法人税額の特別控除額	3			計	18		
税額控除超過額相当額の加算額	4			控除した金額	19		
課税土地譲渡利益金額	5		000	控除しきれなかった金額	20		
課税土地譲渡利益金額	6			所得税額等の還付金額	21		
同上に対する税額	7			中間納付額	22		
課税留保金額	8		000	損金の繰戻しによる還付請求税額	23		
同上に対する税額	9			計	24		
法人税額計	10			この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額	25		000
加算経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11			欠損金等の当期控除額	26		
控除税額	12			翌期へ繰り越す欠損金額	27		
控除税額	13		000	この申告による還付請求	28		
中間申告分の法人税額	14		000	外国税額の還付金額	41		
中間申告分の地方法人税額	15		000	中間納付額	42		
課税標準額	28			計	43		
課税留保金額	29						
課税標準法人税額	30		000				
地方法人税額	31						
税額控除超過額相当額の加算額	32						
課税留保金額に基る地方法人税額	33						
所得地方法人税額	34						
外国税額の控除額	36						
控除税額	37						
差引地方法人税額	38		000				
中間申告分の地方法人税額	39		000				
課税標準額	40		000				

「所得税額等の還付金額21」又は「中間納付額22」「外国税額の還付金額41」から「計43」までの各欄既に還付を受けているかどうかにかかわらず記載します。

「欠損金の繰戻しによる還付請求税額23」「計43」の外書
 法第80条（欠損金の繰戻しによる還付）の規定により還付請求をした法人税額又はその法人税額に係る地方法第23条第1項（欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付）に規定する確定地方法人税額について、既に還付を受けている場合には、この修正申告により確定した欠損金額を基礎として計算される還付を受けるべき金額を本書に記載します。この場合において、既に還付を受けた金額のほか、その還付に際し還付加算金の支払を受けているときは、この申告による還付金額に対応する還付加算金の額を含めて記載します。

(例)
 既に還付を受けた金額 500,000円
 同上の還付加算金 30,000円
 修正申告による還付金額 300,000円
 還付を受けるべき金額に対応する還付加算金
 $30,000円 \times \frac{300,000}{500,000} = 18,000円$
 この欄に記載する金額
 $300,000円 + 18,000円 = 318,000円$

別表一(次葉)

「各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分(修正申告の場合)」

「法人税額55」
「確定地方法人税額58」

この申告前の申告書の「15」又は「40」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額(又は地方法人税額)」の金額から中間申告分の法人税額(又は地方法人税額)を控除した金額を記載します。

「還付金額56」

この申告前の申告書の「21」及び「22」の金額に、既に還付された欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額を加算した金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付所得税額等」の金額及び「還付金額」の金額並びに中間申告分の法人税額から法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引所得に対する法人税額」の金額を控除した金額の合計額を記載します。
欠損金の繰戻しによる法人税の還付金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。

「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((15)-(55))若しくは((15)+(56))又は((56)-(24))57」

「15」、「24」、「55」及び「56」の各欄のうち記載金額のある欄に応じ、次の金額を記載します。この場合、その金額が100円未満となる場合は記載しません。
(1) 「15」と「55」とがある場合には、「15」の金額から「55」の金額を控除した金額
(2) 「15」と「56」の本書とがある場合には、「15」の金額と「56」の本書の金額との合計額
(3) 「24」の本書と「56」の本書とがある場合には、「56」の本書の金額から「24」の本書の金額を控除した金額

法人税額の計算				
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円×(1)のうち少ない金額)又は(別表一(行表19))	45	000	(45)の15%又は19%相当額	48
(1)のうち各例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{1}{12}$	46	000	(46)の22%相当額	49
その他の所得金額 (1)-(45)-(46)	47	000	(47)の19%又は23.2%相当額	50
地方法人税額の計算				
所得の金額に対する法人税額 (28)	51	000	(51)の10.3%相当額	53
課税留保金額に対する法人税額 (29)	52	000	(52)の10.3%相当額	54
この申告が修正申告である場合の計算				
法人税額 この申告前の計算	55	外	この申告前の計算	58
還付金額	56	外	還付金額	59
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15)-(55))若しくは((15)+(56))又は((56)-(24))	57	00	この申告により納付すべき地方法人税額 ((40)-(58))若しくは((40)+(59)+(60))又は((59)-(43))+((60)-(43の外書))	61
土地譲渡税額の内訳				

「還付金額56」及び「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額57」の外書

(1) 「56」には、この申告前の還付請求税額を外書きします。
(2) 「57」には、「56」の外書の金額から「24」の外書の金額を控除した金額を外書きします。

「還付金額59」

この申告前の申告書の「43」の金額を記載します。この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、中間申告分の地方法人税額から地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「差引地方法人税額」の金額を控除した金額を記載します。

「欠損金の繰戻しによる還付金額60」

地方法第23条第1項(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付)の規定により既に還付された金額がある場合に、その金額を記載します。
また、この申告が更正又は決定後初めてのものである場合には、地方法人税の更正決定通知書の「更正又は決定の金額」の「還付金額」の金額を記載します。
なお、同項の規定により還付を受けた金額につき還付加算金の支払を受けている場合には、その還付加算金の額を含めて記載します。

「この申告により納付すべき地方法人税額((40)-(58))若しくは((40)+(59)+(60))又は((59)-(43))+((60)-(43の外書))61」
次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記載します。ただし、この金額が100円未満となる場合は記載しません。

- (1) 「40」に記載がある場合で、次のイ又はロの場合
イ 「58」に記載がある場合
(40)-(58)
ロ 「59」と「60」のいずれか又は両方に記載がある場合
(40)+(58)+(60)
(2) 「43」の本書と外書のいずれか又は両方に記載がある場合で、「58」と「60」のいずれか又は両方に記載がある場合
((59)-(43))+((60)-(43の外書))
「欠損金の繰戻しによる還付金額60」に金額の記載がない場合は、「60」-「43の外書」の金額を0として計算した金額を記載します。